

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針（案）に係る主な意見等

章	意見等	対応案	理由等
第1章	<p><b>【仙台市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(p2 第3段落) 意見：目標の被ばく線量には自然由来を含むのか説明を加えるべきである。また、食品の新基準は、食品だけで年間1mSvを前提にしているが、ここで言う「年間放射線量(追加被ばく線量)1mSv以下」とは、外部・内部被ばく合わせて1mSvなのか明示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(修正案)「追加被ばく線量(外部被ばくをいい、自然及び医療由来の放射線を除く。以下同じ。)」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を踏まえ修正。</li> </ul>
第2章	<p><b>【宮城県生活協同組合連合会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部被曝による影響を調査するために、実際の食事に沿った摂取量調査の実施を方針化してください。 汚染地域における内部被曝に対する不安・懸念に対応するため実際の食事に沿った摂取量調査の実施を求めます。</li> <li>・放射能検査機器の配備について拡充してください。 汚染地域における検査および検査を希望する人に対する検査等を実施していくために、ゲルマニウム半導体検出器等の配備について、汚染地域を中心に配備することを求めます。また、検査を実施するための人的体制の拡充についてもあわせて計画してください。</li> </ul> <p><b>【富谷町】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が持ち込んだ農作物等の検査については、各市町村の現状(人員・経費等)から測定機器の提供だけで安易に実施できる状況にないことを理解の上、進めていただきたい。</li> <li>・きめ細かな測定の実施については、各市町村における独自施策(測定機器購入等)に差がみられることや、人口規模や基幹産業の違いにより必要とする放射線対策が異なることに配慮していただきたい。</li> </ul> <p><b>【岩沼市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空間放射線量の測定は、各市町村で実施しているが、食品の放射性物質測定についても、各市町村で検査体制を整備することになるのか。各保健所・支所単位に検査体制を構築する予定はないのか。</li> </ul> <p><b>【仙台市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・p6(3) 食べ物を育む環境 意見：取り組み内容について、具体的に記述していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原案どおり。 「なお、県民自らが家庭菜園等で収穫された農産物等の安全性を確認できるような体制整備に努めます。」 P5 2(1) 第4段落</li> <li>・原案どおり。 「水道水や県内で生産される農林水産物や関連加工品の安全性を確認するための検査体制を整備するとともに、放射性物質の検査については状況に応じて対象品目を拡充しながらきめ細かに測定し、県民の不安解消や風評の払拭に努めます。」 「なお、県民自らが家庭菜園等で収穫された農産物等の安全性を確認できるような体制整備に努めます。」 P5 2(1) 第1段落、第4段落</li> <li>・原案どおり。</li> <li>・原案どおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民自らが持ち込んだ農産物等の安全性を確認できるよう県内市町村に対し測定機器の配備に努めており、導入の際には実際の食事についても対応できないか市町村と協議していく。</li> <li>・本文への記載のとおり、放射能検査機器の配備の拡充については、農産物などの定期的な検査に加え、県民の不安に対応するため、住民に身近なものを測定する検査体制の整備に努めている。また、測定が円滑に実施できるよう、技術研修の充実などを図っていく。</li> <li>・住民が持ち込んだ農作物の検査については、住民の不安払拭が目的であることから、住民に身近な市町村に対応をお願いしているところである。各市町村で測定が円滑に実施できるよう、県としても技術研修の充実などを図ってまいりたい。</li> <li>・詳細については実施計画で明らかにしたい。</li> </ul>

<p>第3章</p>	<p>【岩沼市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染状況重点調査地域指定の8市町の子供たちに対する健康被害調査実施はどのように取り扱うのか。</li> </ul>	<p>※第3章を以下のとおり修正する。</p> <p><b>現状</b>                  県民は原発事故によって放射性物質が放出されたことにより、放射線等が健康に及ぼす影響について不安感を抱いている状況となっています。</p> <p><b>課題</b>                  県民が日々の暮らしを安心して送るためには、県は放射線等に関する正しい知識や情報を積極的に発信するとともに、県民に正しく理解していただかなければなりません。このため、県民の不安払拭に向けた取組が重要となります。</p> <p><b>個別取組方針</b>                  有識者会議での検討を踏まえた健康不安の払拭                  県では、昨年10月に放射線被ばくや甲状腺腫瘍学などの専門家で構成する「宮城県健康影響に関する有識者会議」を立ち上げ、放射線等による健康への影響や健康調査等の必要性について検討しました。                  有識者会議からは、健康への影響確認のため県が実施した、甲状腺超音波検査とホールボディカウンターによる内部被ばく線量の測定結果も踏まえ、放射線の健康影響に関する学術的な研究結果、県南地域における放射線の積算線量及び福島県におけるホールボディカウンターによる内部被ばく線量の測定結果から、科学的・医学的な観点からは、現状では健康への悪影響は考えられず、健康調査の必要性はないとの見解が示されるとともに、今後の対応策として、「放射線に対する正しい知識の普及啓発」、「一般検診やがん検診の受診勧奨」、「喫煙、食事運動等の生活習慣等の改善による発がんリスクの低減」及び「がん登録の整備推進」についての提言がありました。                  県としては、有識者会議の提言を踏まえ、これらの取組について、更なる充実を図り、県民の方々の健康に対する不安払拭に努めてまいります。                  また、原発事故に伴う健康不安払拭への取組については、本県だけではなく隣県すべてが同じ課題を抱えていることから、引き続き、国の責任と判断において、健康への影響や対応方針等について早急に示すよう求めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修正案のとおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「宮城県健康影響に関する有識者会議」の結果を踏まえ修正。</li> <li>・宮城県健康影響に関する有識者会議において、「現状では健康への悪影響は考えられない」とされたことから、他地域での調査は考えていない。</li> </ul>
<p>第4章</p>	<p>【仙台市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・p8 第1 放射性物質汚染の拡大防止  <b>現状</b>（3行目）・・・農林水産物、<del>土壌</del>からも・・・                      意見：「土壌」は、食品衛生法外である。</li> <li>p8 <b>個別取組方針</b></li> <li>・1 空間放射線線量の低減化                      意見：マニュアル策定等の側面的支援ではなく、県が実施主体となり除染に取り組む、というような踏み込んだ姿勢が必要ではないか。</li> <li>・2 飲食物による放射性物質汚染の拡大防止                      （第1段落 1～2行目）・・・人体への汚染拡大を防止するために、放射性物質濃度の検査及び除染等を継続的に・・・                      意見：検査のみでは、防止につながらない。</li> <li>・（第2段落目）1段落同様、検査の実施だけでは、汚染拡大の防止にはならない。もっと踏み込んで、農地や飼料の除染を検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（修正案）「また、ほとんどは食品衛生法上の暫定規制値等を下回るものですが、水道水や農林水産物から放射性物質が検出されるとともに、堆肥、稲わら等の肥飼料や土壌からも確認されるなど、汚染は多方面にわたっています。」</li> <li>・（修正案）「…させるため、除染を実施する市町村に対し除染支援チームを派遣するほか、マニュアルを策定し提供を行うなど、市町村と一体となった除染を推進していきます。」</li> </ul> <p>・原案どおり。                  第4章</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を踏まえ修正。</li> <li>・除染の取組に関する方針が確立されてきたことから修正。</li> <li>・農産物や飼料の放射性物質低減技術に関しては、第4章第2の2技術支援に記載している。</li> </ul>

	<p>・p9 第2 経済的被害の拡大防止 個別取組方針 2 技術支援 (第1段落目)市町村支援は大事だが、県自体の検査を充実すべき。</p> <p><b>【岩沼市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法上の暫定規制値、24年4月1日施行予定の新たな規制値が定められ、健康上安全は確保されることになるが、消費者としては、不検出であることが安心につながることから、規制値内の食品についての対応はどのようにするのか。流通しても売れない、卸業者から安く買いたたかれる等への対応。</li> <li>食品の安全・安心、さらには学校・保育所等給食食材への不安を解消するため、流通段階でのきめ細かい食材品目の検査体制の充実と情報公開が必要ではないか。現場においては、安全であることの確認のための検査であり、食材提供のための検査対応では遅すぎるのではないか。</li> <li>宮城県産の食品等が安全であるのであれば、積極的に地産地消に取り組むと同時に他の地域へのPRにつなげてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原案どおり。 第2章</li> <li>(修正案) (p9 個別取組方針 2 技術支援 3行目) 放射性物質濃度を低減するための栽培や飼育等に関する助言や指導等の技術的支援を行います。</li> <li>(修正案) 「水道水や…、放射性物質濃度の検査をきめ細かく継続的に実施します。」</li> <li>原案どおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が実施する検査は監視的なものであり、これについての拡充は第2章に記載。本項目については、市町村や生産団体が経済的被害等を防止するためのもの。</li> <li>平成24年4月1日施行予定の新規制値は様々な視点から議論されており、食品の安全・安心の観点からも適正な値であると考えられることから、今後はこれに従って適切に対応していく。</li> <li>放射性物質濃度の低減技術に関する情報を随時提供していく。</li> <li>生産者の損害については、損害賠償の対象として明示するよう国に強く要望する。</li> <li>意見を踏まえ修正。</li> <li>以下の取組を実施するなど、積極的な県産品のPRに努めている。 食べてけさいんキャラバン JR 東日本車内誌「トランヴェール」記事広告</li> </ul>
<p>第5章</p>	<p><b>【宮城県生活協同組合連合会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に位置づけて、県土の汚染マップの作成をおこなってください。 基本的視点1：不安解消のための徹底した対応、基本的視点2：徹底した放射線低減化システムの構築に関連して、空間放射線量と土壌分析により、県土の汚染マップを作成し、放射能の実情と除染必要地域を明らかにしていくことをすすめるべきと考えます。 県民に広く、放射能汚染の実情と除染必要地域を明らかにすることにより、県民の不安解消をすすめていくべきです。また、汚染状況に応じて、県として除染作業を推進していくことを求めます。</li> </ul> <p><b>【宮城県私立幼稚園連合会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>除染の方法を明確にしてほしい。皆バラバラに行っていきそう。そして終着駅の問題。県南を中心に動き始めている。</li> </ul> <p><b>【岩沼市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚染状況重点調査地域以外のマイクロホットスポットの測定機器等の支援は理解できるが高濃度の場合に対応するためのマニュアル作成はしないのか。併せて、県民への情報提供のための対応マニュアル作成はしないのか。</li> <li>河川、河川敷及び山林等の除染対策についての方向性を示すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原案どおり。 「空間放射線線量の測定については、平成23年3月11日の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故直後の3月14日から、県南部等において継続して測定を行っています。また、7月1日からは県内の学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等1,622地点を対象に空間放射線線量測定を実施したほか、7月11日からは市町村の協力により県内全市区町村における定点測定を毎日実施しています。」 P4 現状 第1段落</li> <li>原案どおり。</li> <li>原案どおり。</li> <li>原案どおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省が実施している航空機モニタリングや土壌等の調査により、県土の汚染マップや土壌濃度マップは作成され、公表されている。</li> <li>県では、昨年、県内1,622地点で空間放射線線量の測定を実施した。</li> <li>こういった点から、県内の汚染状況は概ね把握しているが、引き続き定期的に航空機モニタリング等の調査を実施するよう国に要望していく。</li> <li>さらに、汚染状況重点調査地域については、市町が除染活動を行うに当たり測定を行い汚染マップを作成する予定である。</li> <li>今後、全市町村にモニタリングポストを配備し、県内全域の常時監視が可能となる。</li> <li>除染は、国が示した「除染関係ガイドライン」に基づき統一的に実施することになる。</li> <li>なお、除去土壌の最終処分の方法を早急に示すよう国に要望していく。</li> <li>県民向けに除染活動のパンフレットを策定する予定であり、その中でマイクロホットスポットへの対応も記載する予定である。</li> <li>河川、山林等の除染対策の手法については、国のモデル事業の動向や県環境審議会放射能対策専門委員会会議などの意見を踏まえながら、県庁内の連絡調整会議などで議論していく。</li> </ul>

<p><b>第 6 章</b></p>	<p><b>【宮城県農業協同組合中央会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>除染及び放射能汚染拡大防止の対策について、最終処分に関する具体的対策と具体的目標期日を明記していただきたい。</li> <li>農業分野では、稲わらや家畜排泄物等の処分が遅れており、個人による保管・管理は限界を過ぎ、なんら対策を打てない状況にあります。</li> <li>国の指針待ちにならず、県の責任において、一刻も早い最終処分の方法に関する指導をお願いします。</li> </ul> <p><b>【角田市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の放射性物質汚染に係る除染計画及び実施における最大の課題は、除染活動で排出されるごみ（土壌を含む）の処理であり、この除染廃棄物の現状に即した処理方法を早急に教示願います。</li> <li>除染実施市町ごとに設置する仮置場の施設施工等の支援・指導を行うよう願います。また、市町村内の仮置場から国の最終処分場に搬入するまでの間の処理施設はどうなるのか教示願います。</li> </ul> <p><b>【岩沼市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚染物・廃棄物の処理は一保管―焼却―最終処分を 5 年間としているが、地域住民の理解を得るには相当の時間を要することから、同時に放射性物質の低減技術の推進も国に働きかけてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原案どおり。</li> <li>原案どおり。</li> <li>原案どおり。</li> <li>原案どおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染については、今後、除染実施計画の策定の中で除染支援チームにより、個々の市町村の状況に応じて具体的な目標設定と対策の検討を支援していく。</li> <li>最終処分の方針は国が年度内に示す予定であり、これを踏まえて迅速に対応してまいりたい。</li> <li>除染等に伴い生じた廃棄物の処理方法については、昨年末に国が策定した「廃棄物関係ガイドライン」に基づき処理することになる。</li> <li>除去土壌の仮置場の造成・整備については、今後、国や専門家の意見を聞きながら、除染支援チームにより、個々の市町村の状況に応じた支援をしていく。</li> <li>なお、除去土壌の処分基準はまだ国から示されておらず、処分の方法は現段階では明確ではない。</li> <li>国に対して要望している。</li> </ul>
<p><b>第 7 章</b></p>	<p><b>【宮城県農業協同組合中央会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力は中間指針に「対象」や「都道府県名」が明示されていないものについて、損害賠償の対象とはしておらず、賠償請求者が因果関係を証明しなければならない状況にあり、この証明には相当の困難が予想されます。</li> <li>つきましては、宮城県及びみやぎ県民会議のイニシアティブにより、被害の状況を中間指針に具体的に盛り込ませるような取り組みを強化していただきたい。</li> </ul> <p><b>【宮城県私立幼稚園連合会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮私幼連合会では掘場のラディを 165 基準備し、私幼各園にて測定をしてもらっています。これは“安全な場所”として各幼稚園を意識させる為でしたが、損害賠償したいのですがどうでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原案どおり。</li> <li>原案どおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでも国に対し強く要望しており、引き続き強く働きかけるとともに、東電に対しても誠意をもって対応するよう強く要請していく。</li> <li>損害賠償請求ワーキンググループにおいて、損害賠償請求に向けた取組を進めていきたい。</li> </ul>
<p><b>第 8 章</b></p>	<p><b>【県環境審議会 石塚委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨 「現状」にあるように放射線に関する様々な情報が氾濫し、人々はどれが正しい情報であるか判断することが難しく混乱した状況にあります。これを是正するには「正しい情報」を提供することはもとよりながら、住民にそれを正しいと納得してもらう措置が必要です。このためには、子供や住民が放射線測定等を体験することが必要です。「個別取組方針」の中ですでにこの趣旨で出前講座の拡充が上げられていますが、さらに下記の取組を行うことを提案します。</li> <li>①主婦・子供を対象とした放射線測定等の体験学習</li> <li>②体験学習を指導する人材の育成</li> </ul> <p><b>【仙台市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>p21 5 市町村等職員の資質向上 (タイトル修正案) 市町村等職員等の資質向上 (1 行目) 県民からの相談に充分に対応するため、<u>県</u>、市町村や団体等の職員を対象とした・・・</li> <li>意見: 県保健所職員や原子力対策に関する市町村等からの県対応部局の職員については、問い合わせ等に対して、適切に回答いただく必要があることから、まず、県職員に研修会等を実施し、資質の向上を図る必要があると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原案どおり。</li> <li>(タイトル修正案)「自治体等職員の資質向上」 (本文修正案)「県民からの相談に充分に対応するため、自治体や団体等の職員を対象とした…」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案のような測定体験を含めた出前講座の拡充や人材育成を図っていきたい。</li> <li>意見を踏まえ修正。なお、県職員を対象とした研修会は平成 23 年度においても実施しているが、今後も必要に応じ研修会等の実施を検討していく。</li> </ul>

	<p><b>【角田市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活及び自主除染活動における注意事項（ごみの処理方法を含む。）について、科学的な根拠に基づくパンフレットなどを作成し、県民に対し周知するとともに、市町への放射線に対する正しい知識の普及と風評被害や市民の不安払拭のための効果的な広報の方法についての研修等を実施するよう願います。</li> </ul> <p><b>【富谷町】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各世代に応じたセミナーの開催、情報の共有が必要。 特に子育て世代に対する正しい知識の普及啓発は必要であると考えています。</li> <li>当町においては、町民の関心が高く、すでに独自での講演会も実施し、その内容をホームページで公開するなど積極的な取組みを行っておりますが、引き続き問い合わせが多い状況にあります。（子どもへの影響、福島原発の現状、日常生活全般） 当該問題は、いわゆる線量の高い地域に限らず、宮城県全体の問題であることから、国・県が主体となった「正しい知識の普及啓発と不安払拭」について継続的な取組みを希望するものです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原案どおり。</li> <li>原案どおり。</li> <li>原案どおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の除染活動を支援するためパンフレットを作成することとしている。</li> <li>セミナー開催・パンフレット作成については、子育て世代を念頭に置いた企画を検討していく。</li> <li>セミナーの開催やパンフレットの配布については、比較的線量の高い地域だけでなく、県民全体への普及・啓発を目的に実施していく。</li> </ul>
<p>上記以外 ・全般</p>	<p><b>【宮城県農業協同組合中央会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業分野においては、生産する農作物や家畜のエサ、排泄物等について、それぞれの基準に基づき出荷制限・移動制限等の指示が行われていますが、そこで従事する農業者の健康影響についてはほとんど取り上げられていない状況にあります。 つきましては、農業者の健康調査についても具体的対策を講じていただきたい。また、検診機関の紹介・斡旋・検診助成等の対応を検討していただきたい。</li> </ul> <p><b>【宮城県中小企業団体中央会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針（案）に記載されている各項目は、県民にとって「安全・安心なみやぎ」を取り戻す上でいずれも不可欠な要素であり、当基本方針の早期の策定と実効性のある実施計画の策定・実行をお願いしたい。</li> </ul> <p><b>【宮城県生活協同組合連合会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民から寄せられている不安や懸念に応える情報提供を積極的におこなうなど、リスクコミュニケーションをはかってください。 「宮城県健康影響に関する有識者会議」をはじめ、専門家によるさまざまな検討について審議経過をふくめ、県民へ積極的な情報提供をおこなってください。このことにより、県民の不安の解消をはかってください。</li> <li>国の方針、対応に関わらず、必要に応じて県独自の対応を迅速にすすめることを求めます。 国の対応の遅れが、県の対応の遅れにつながっておりますが、国の対応を待つことなく、必要に応じて、県独自の対応を迅速にすすめることを期待します。</li> </ul> <p><b>【宮城県私立幼稚園連合会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼児の発達に関して立場の人間として話をします。精神的なダメージを推察しようとしても難しい所があり健全に育ってほしいの願いが大です。問題を解決する為の目安が“大人中心の目安”なので将来のことを考えると心配です。将来に期待する部分が強くあれば“子どもの目安”も充分検討してほしいものです。地域環境が心配がなくなるような運動展開を大人中心に実施したいものです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原案どおり。</li> <li>原案どおり。</li> <li>原案どおり。</li> <li>原案どおり。</li> <li>原案どおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者の健康については、汚染稲わらを保有する農業者に対し、農林水産省の通知を基に、被ばく線量を低減するための取組について周知している。</li> <li>実効性のある実施計画の策定とその実現に努めていく。</li> <li>放射線等の測定結果などの情報はホームページの「放射能情報サイトみやぎ」に随時掲載するなど積極的に情報提供を行っている。 また、「有識者会議」、「県民会議」、「環境審議会放射能対策専門委員会」等の会議は公開で行っており、資料や議事録もホームページに掲載している。 県としても県民会議の開催や全市町村への測定機器配備など、独自の対応について積極的に取り組んでいる。</li> <li>意見のとおり、測定や除染については子どもの健康に配慮しながら取組を進めることとしている。</li> </ul>

	<p>○自主避難の子どもたちへの保障・援助は早急。</p> <p><b>【仙台市】</b>  ・各章の個別取組方針において、宮城県の役割と市町村の役割を明確に記載すべきである。  （その後の実施計画においてももちろんであるが。）</p> <p><b>【岩沼市】</b>  ・放射線等に関する学校教育の在り方について示すべきではないか。</p> <p><b>【大崎市】</b>  ・本市といたしましては、個別取組方針との連携を基本とした放射能対策を進めて行く考えでありますので、具体の対策を迅速に推進されることを要望いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原案どおり。</li>   <li>・原案どおり。</li>   <li>・原案どおり。</li>   <li>・原案どおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、宮城県内の私立幼稚園で保育料減免補助の対象となるのは福島県に設定されている警戒区域及び計画的避難区域からの避難園児とされている。自主避難者は宮城県以外の都道府県にも及んでおり、補償・援助については、引続き国に対して自主避難者の実情を伝えながら対処していきたい。</li>   <li>・県の基本方針なので、県が行う取組について記載している。県は、市町村が行う取組について支援していくこととしている。</li>   <li>・放射線等に関する教育については、文部科学省において放射線等に関する副読本を発行したところであり、本県では学校教育の場での放射線等教育の必要性にかんがみ、副読本を活用し、地域、児童生徒の実態等に応じた放射線等に関する指導を行うよう促している。</li> <li>・要望のとおり努めていく。</li> </ul>
--	---	--	---